

教員免許更新制の存続を求める意見書

平成21年度より教員免許の更新制度がスタートしました。教員免許更新制は、一定期間ごとに教員が技術や知識を得る機会が保障され、時代の変化に的確に対応した教員を養成し、技能を向上させる上で必要不可欠なものです。制度導入にあたっては教育改革の根幹をなすものとして、大きな期待が集まっています。

しかしながら、政府は昨年10月に教員免許制度の抜本的な見直しを表明し、平成22年度予算において、教員免許更新制の効果検証などを含めた必要な調査・検討等を行うための予算を計上しました。

教員免許更新制は本格実施から1年も経っておらず、成果や課題も十分にまとめられていない状況です。また、講習を受けた教員の費用負担の軽減についても検討がなされていません。改革の方向性も示されないまま「抜本的な見直し」だけが表明されている現状では、学校現場の混乱に拍車がかかることも懸念されます。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、質の高い教員を確保し、国民の負託にこたえる教育水準を維持・発展させるためにも、教員免許更新制を存続させるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月23日

江戸川区議会議長 須賀 精二

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣
文部科学大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣 あて